

農地及び農業用施設維持管理支援事業

老朽化や災害によって損傷した農地や農業用施設の維持修繕を支援し、営農の継続を後押しする制度です。

地域の実情に応じた小規模な維持修繕を支援することで、農業者等の負担軽減と耕作放棄地の発生防止を目指します。

補助対象者

- 町内会、農家組合、用水組合、土地改良区、その他市長が認める団体

補助対象経費

- 農地、農業用施設（農道、水路、ため池等）の維持修繕に要する費用

補助対象となる農地及び農業用施設

- 多面的機能支払交付金の対象となっていない農業用施設
- 地域計画（目標地図）において、「耕作することが計画されている農地」または「耕作するために必要な農業用施設」
- おおむね1ヘクタール以上の農地を受益とするため池

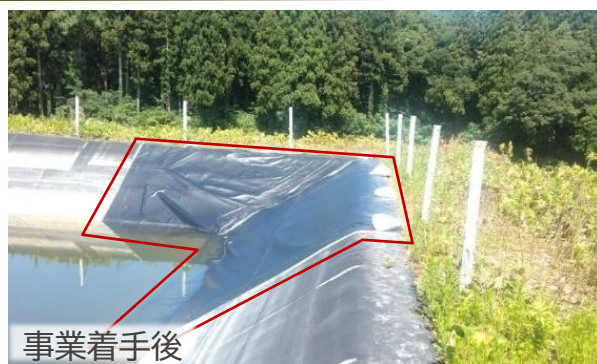
補助額

補助率 1/2

交付限度額 農地 1箇所あたり10万円まで

農業用施設 1箇所あたり30万円まで

補助金活用例

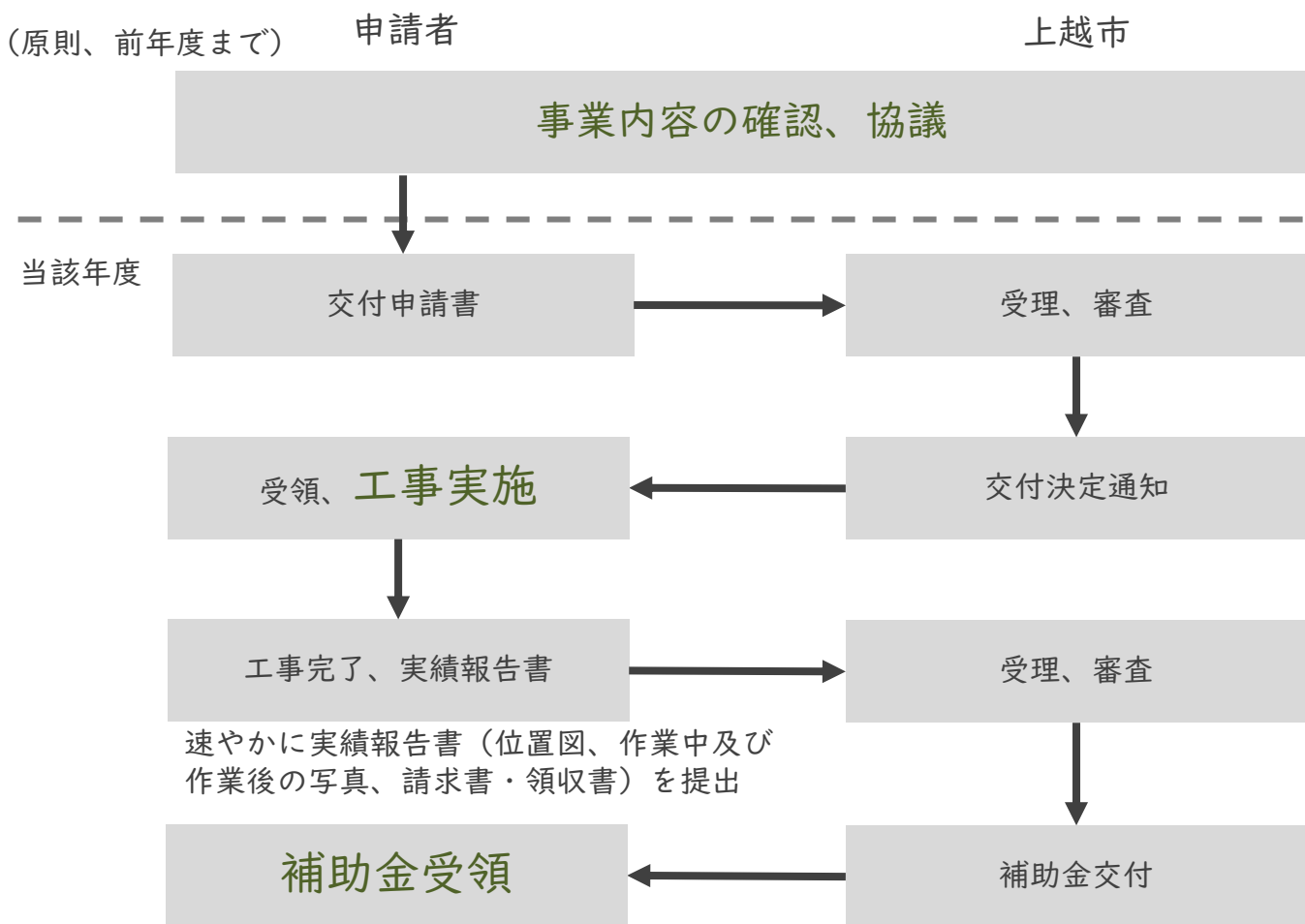


ため池堤体の防水シートの修繕



農道の砂利敷

事業の流れ



留意事項

- 緊急対応が必要な場合を除き、実施する前年の10月までに事業内容について、ご相談ください。ただし、予算の状況に応じて、要望に沿えない場合がありますので、ご了承ください。
- 本制度は、既存の3つの支援が統合されたものです。**旧制度の「機械借上支援」、「原材料支給」、「ため池助成維持修繕助成事業」は、新制度に移行となります

旧 機械借上支援

旧 原材料支給

旧 ため池等維持
修繕助成事業

新 令和8年4月 から
農地及び農業用施設維持管理支援事業

お問合せ先

上越市 農林水産部 農林水産整備課 ☎ (025) 520 - 5758 ✉ nosuisei@city.joetsu.lg.jp
浦川原区総合事務所 産業グループ ☎ (025) 599 - 2302 ✉ uragawara-sangyo@city.joetsu.lg.jp
柿崎区総合事務所 建設グループ ☎ (025) 536 - 6721 ✉ kakizaki-kensetsu.g@city.joetsu.lg.jp
板倉区総合事務所 産業グループ ☎ (0255) 78 - 2141 ✉ itakura-sangyo@city.joetsu.lg.jp
または、各区総合事務所